

連載 『医療法人の法務』

第2回 医療法人の分類

『医療法人の法務』（執筆担当：司法書士 竹井 研祐）と題した連載の第2回目です。

今月号では「医療法人の分類」についてご紹介します。第5次改正医療法施行に伴い平成19年4月1日以降に設立される社団医療法人は「持分なし医療法人」として設立されることになり、それ以前に設立された「持分あり医療法人」は「経過措置医療法人」として存続が認められている。今回は平成19年4月1日以降の「医療法人の分類」について解説します。

医療法人の分類

1. 社団医療法人

（1）経過措置医療法人（持分あり医療法人）

① 定款に出資持分に関する定めを設けている医療法人

- ↳ 社員が退社した場合、出資額に応じて払戻しをする旨の定款の定めがある。
- ↳ 解散した場合、残余財産を払込済出資額に応じて分配する旨の定款の定めがある。

② 出資額限度法人

- ↳ 社員が退社した場合、出資額を限度として払戻しをする旨の定款の定めがある。
- ↳ 解散した場合、残余財産を払込済出資額を限度として分配する旨の定款の定めがある。

（2）新法の医療法人（持分なし医療法人）

① 定款に出資持分に関する定めを設けていない医療法人

ア 基金制度を採用していない医療法人

イ 基金拠出型医療法人（基金制度採用医療法人）

- ↳ 基金制度を採用する旨の定款の定めがある。
- ↳ 出資持分なしの医療法人の一類型
- ↳ 「**基金**」とは出資持分に関する定めを設けていない医療法人に拠出された金銭やその他財産であり当該医療法人が拠出者に対して、定款の定めるところにより金銭の返還義務を負うもの。

② 特定医療法人

- ↳ 事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることにつき国税庁長官の承認を受けた医療法人。
- ↳ 税制上の優遇措置を受けることができる。
- ↳ 特定医療法人は租税特別措置法、租税特別措置法施行令、厚生労働省告示で定める基準を満たすことが必要。

③.社会医療法人

- ・医療法第42条の2第1項各号に掲げる要件に該当し、政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けた医療法人。
 - ・税制上の優遇措置を受けることができる。
 - ・医療法第42条の2柱書に定める収益事業を行うことができる。

2. 財団医療法人

- ・個人または法人から拠出された財産に基づいて設立される医療法人。
 - ・特定医療法人及び社会医療法人の認定を受けた財団医療法人もある。

3. 医療法人数（平成31年3月31日現在）

医療法人は全体で54,790法人ありその中で「**社団医療法人**」は54,416法人（約99.3%）、「**持分あり医療法人**」は39,263法人（約71.7%）、「**持分なし医療法人**」は15,153法人（約27.7%）、「**財団医療法人**」は374法人（約0.7%）です。「**特定医療法人**」は社団、財団合わせて359法人（約0.7%）、「**社会医療法人**」は社団、財団合わせて301法人（約0.5%）である。

（文責：司法書士 竹井研祐）

本レポートは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については各々固有・格別の事情・状況に応じた適切な助言を求めているだけが必要がございます。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的な見解であり、当法人若しくは当グループ又は当法人のクライアントの見解ではありません。

PLUS Report では、本誌をより充実させ皆様に有益な情報を発信していくため、皆様のご意見・ご感想をお待ちしております。採りあげますテーマなどお気軽にご意見やご要望をお寄せ頂ければ幸いです。

（PLUS Report 事務局 plus-report@plus-office.com）

（お問合せ先） プラス事務所～司法書士法人・土地家屋調査士法人・行政書士法人～

東京オフィス 〒104-0031

東京都中央区京橋1丁目1番1号 八重洲ダイビル5F
TEL 03-3516-1447 / FAX 03-3516-1448

佐世保オフィス 〒857-0042

長崎県佐世保市木高砂町4番18号 アボード高砂3F
TEL 0956-23-5400 / FAX 0956-23-5440

福岡オフィス 〒810-0001

福岡市中央区天神2丁目14番8号 福岡天神センタービル3F
TEL 092-752-8266 / FAX 092-752-8267

熊本オフィス 〒860-0806

熊本市中央区花畑町4番1号 太陽生命熊本第2ビル6F
TEL 096-342-4300 / FAX 096-342-4302